

【民暴委員会委員長の職務を終えて】

私は、令和3年6月から今年（令和5年）5月まで、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会の委員長を2年間務めさせていただきました。

委員長在任中は、埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター、埼玉県警察など関係諸機関の皆様には多大なご支援ご協力をいただきました。本当にありがとうございました。

私が委員長の職務にあった2年間のうち、4分の3ほどの期間は新型コロナウイルス蔓延防止のため、多くの会合が書面開催となり、交流の場となった懇親会も自粛せざるを得なくなりました。委員会の開催はZOOMを併用したので、運営に大きな支障はありませんでしたが、コロナ禍前は恒例だった委員会後の飲み会も自粛せざるを得ず、委員間の交流が少なくなっていました。

しかし、世の中がコロナ禍にあっても反社会的勢力による経済的利益の違法収奪行為は無くなりませんでした。例としては、特殊詐欺事件などで、指定暴力団員が暴力団の威力を用いて実行行為者に詐欺行為をさせるようなケースが全国的に多発しています。このような特殊詐欺の事案に対して、全国の弁護士会の民事介入暴力対策委員会は暴力団対策法に基づいて指定暴力団の代表者に対する損害賠償請求を行い、被害回復を現実のものとしてきました。埼玉弁護士会の民暴委員会でも特殊詐欺の事案で指定暴力団の代表者に損害賠償請求訴訟を提起し、勝訴的和解によって被害回復を図ることができました。

このような成果を得られたのは、民暴委員会の活動だけでなく、暴追センター及び埼玉県警察と強固な連携を図ることができたからでした。

さて、話は変わりますが、私は、暴力団をめぐる社会の情勢が大きく変化してきたと感じています。

私が民暴委員会の事務局長をしていた平成23年に埼玉県で暴排条例が施行されました。

この暴排条例は暴力団側を規制するだけでなく、暴力団員を利用したり暴力団員に利益を与える者に対してもペナルティを課すもので、一般社会からの暴力団の排除を目的とするものでした。暴排条例は日本全国の都道府県で制定されており、暴排の機運が全国的に大きく高まりました。

この暴排条例の効果は絶大で、暴排条例の施行後、多くの暴力団構成員が経済的取引活動から排除されるようになりました。暴力団員は銀行口座を持ってない、家を借りることもできないという話はマスコミなどでも取り上げられているので、皆様ご存知のことでしょう。暴力団員が一般社会の経済活動から排除されるようになった影響なのか、この10年間で経済的に困窮する暴力団員が増加したと感じます。また、暴力団員になるメリットよりもデメリットの方がはるかに大きいため、若い世代は暴力団から離脱し、加入する者も激減したので暴力団構成員は一般社会よりも早く高齢化しているよ



うに感じます。これは、一般社会からの暴力団排除が順調に進んでいる証でしょう。

近年、暴力団構成員が特殊詐欺や窃盗団などに加担するケースが多くみられるのは、暴力団構成員が行ってきた用心棒代・みかじめ料などの徴収が難しくなり、従来の活動では経済的利益を得られなくなってきたことの裏返しなのではないかと思えます。

しかし、暴力団排除が進むのは良いのですが、暴力団組織から本当に離脱して、真っ当に働いている元暴力団構成員が、過去に暴力団構成員であったことを理由に銀行口座を開設できなかつたり、正当な経済活動から排除され生活に困窮するような事態も発生しています。

もちろん、名目上脱退したことにして、実態は暴力団員としての活動を続けるいわゆる偽装脱退を見逃してはいけませんが、暴力団と完全に縁を切って堅気の生活をしている人が安心して経済活動ができるようにしないと、結局、行き場を失った人が暴力団に戻ってしまうことになりかねません。今後は、元暴力団員のいわゆるホワイト化が重要な課題になるでしょう。

もう一つの傾向として、最近の民事介入暴力では、はっきりした組織に所属していない者による不当要求行為が増えたという印象です。

いわゆる半グレのような暴力団ではない反社会的勢力が主体になっているのはもちろんですが、半グレなのかもわからない何者かが不当要求を行うケースもあります。

民暴委員会では主体が暴力団の場合に限らず民事介入暴力に対処しますが、主体が良く分からないと背後関係が不明なため情報が得られず対応に苦慮します。今後は、このような正体不明の不当要求行為者に対して、どのように対応していくのかも課題となっていくでしょう。

雑駁な話となってしまいましたが、委員長として感じたこと、これからの課題をお話させていただきました。

今後とも、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会の活動にご理解ご協力をお願い申し上げます。

寄稿者

〒336-0018

さいたま市南区南本町1丁目10番2号

南本町ビル4階

南浦和法律事務所 ☎048-866-9708

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 小林 史芳

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.174」から転記したものです。